住宅金融支援機構適合証明業務手数料一覧表

（令和8年10月15日改定）

＊表内の金額は、消費税込み

表1. 新築住宅（一戸建て等）

条　件		設計検査申請 （円/戸）	中間現場検査 （円/戸）	竣工現場検査・適合証明の検査 （円/戸）
通常		10,000	15,000	20,000
併願	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書	省略	15,000	20,000
併願	建設住宅性能評価	省略	省略	14,000
中間現場検査までに、設計検査の合格		12,000	15,000	20,000
竣工済特例				55,000

1　上表の額は、消費税を含みます。（以下同じ。）

2　上表は基礎額とし、REJ が想定していない工法等であると認める場合は、上表の規定にかかわらず、見積により申請内容を勘案して減額又は増額することができます。（第8項及び表2において同じ。）

3　前項の「工法等」とは、プログラムの種類、構造強度に係る計画とします。

4　上表において、省エネ基準適合チェックリストを活用しない場合は、上表の設計検査申請に10,000円を竣工現場検査・適合証明の検査に3,000円をそれぞれ加算します。（ZEH、金利Aプラン又は金利Bプランの省エネルギー性の基準を選択する場合を除く）

5　この申請の基礎となる建築基準法第6条の2による建築確認申請をREJ以外に申請する場合は、本表（第8項の表並びに表2の基礎額及び同表4項の表において同じ。）の額に2倍を乗じて得た額とします。この場合において、算定した額に10円以下の端数が生じる場合は当該額から10円以下を切り捨てた額とします。以下同じ。

6　設計検査申請を省略するための設計住宅性能評価書併願の条件は、断熱等性能等級4以上、かつ、一次エネルギー消費量等級4以上、かつ、劣化対策等級原則2以上、かつ、維持管理対策等級【専用配管】原則3のものとします。

7　建設住宅性能評価書を活用した上で、設計検査及び中間現場検査を省略して、竣工現場検査のみを実施する場合の条件は、原則として断熱等性能等級4以上、かつ、一次エネルギー消費量等級4以上、かつ、劣化対策等級2以上、かつ、維持管理対策等級【専用配管】原則3のものとします。

8　ZEH、金利Aプラン又は金利Bプランの加算額は、次表によります。この場合において複数の基準を選択する場合は、それらの合計額とします。（表2第4項及び表3第2項において同じ。）

基準（1基準ごと）		設計検査申請 （円/戸）	中間現場検査 （円/戸）	竣工現場検査・適合証明の検査 （円/戸）
省エネルギー性	断熱等性能等級＋一次エネルギー消費量等級	10,000	8,000	3,000
省エネルギー性	建築物エネルギー消費性能基準	10,000	8,000	3,000
省エネルギー性	ZEH OrientedにおけるZEH基準	34,000	8,000	3,000
耐震性（免震建築物を除く。）		10,000	8,000	8,000
耐震性（免震建築物に限る。）		17,000	17,000	8,000
バリアフリー性		10,000	8,000	8,000
耐久性・可変性		10,000	8,000	8,000
竣工済特例		当該表の基準によるそれらの合計		

9　上表の加算額について、基準を補完する次のいずれかの認定通知書等の写しが添付されている場合は適用しません。（共同建てにおいて同じ。）

イ　低炭素住宅の認定通知書　　ロ　長期優良住宅の認定通知書

ハ　集約都市開発事業計画の認定通知書　　ニ　BELS評価書、及びエネルギー消費量算定プログラムの帳票

ホ　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による性能向上計画の認定通知書

10　計画変更の場合　次の条件によります。

条　件	設計検査申請　（円/戸）
住宅の工法が大きく変更される場合	4,200
REJが審査場必要と認めた場合	4,200
フラット35Sを新たに追加する場合（1基準ごと）	第8項の表による
フラット35Sで選択する基準を追加又は変更する場合（1基準につき）	第8項の表による

11　中間又は竣工現場検査の引き受けを行った後、災害その他の事由以外の理由で、検査を行う前日の17時 30分を越えて検査の延期、又は取り止める場合は、中間又は竣工現場検査手数料（別に定める出張旅費規定に係る額を除く。）に0.1を乗じて得た額（算定した額が5,000円未満となる場合は5,000円）を徴収します。（次表及び表5において同じ。）

12　現場検査の結果において再検査の手数料は、検査手数料（別に定める出張旅費規定に係る額を除く。）に0.8を乗じて得た額（算定した額が5,000円未満となる場合は5,000円）を徴収します。（次表及び表5において同じ。）

表2. 新築住宅（共同建て）

戸数	条　件	設計検査申請 （円/棟）	竣工現場検査・適合証明の検査 （円/棟）
1～20戸	通常	44,000	94,000
	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書併願	31,000	94,000
21～50戸	通常	67,000	161,000
	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書併願	46,000	161,000
51～100戸	通常	94,000	236,000
	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書併願	65,000	236,000
101～200戸	通常	121,000	303,000
	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書併願	79,000	303,000
201戸以上	通常	144,000	332,000
	長期使用構造等確認・設計住宅性能評価書併願	94,000	332,000

1　同一敷地内に複数の棟に分かれた共同住宅がある場合の戸数の算定方法は、棟ごととします。

2　設計住宅性能評価書併願の条件は、断熱等性能等級4以上、かつ、一次エネルギー消費量等級4以上、かつ、維持管理対策等級【共用配管】原則2以上のものとします。

3　フラット35登録マンションの場合は、本表の額に0.8を乗じて得た額とします。

4　ZEH、金利Aプラン又はBプランの加算額は、次表によります。

基準（1基準ごと）	設計検査申請 （円/棟）	竣工現場検査・適合証明の検査 （円/棟）
省エネルギー性	61,000	61,000
ZEH-M OrientedにおけるZEH基準	別途見積	
ロ　耐震性（免震建築物を除く。）	52,000	52,000
ハ　耐震性（免震建築物に限る。）	81,000	81,000
ニ　バリアフリー性	52,000	52,000
ホ　耐久性・可変性	52,000	52,000

5　計画変更の場合　次の条件によります。

条　件	設計検査申請　（円/棟） M：戸数
住宅の工法が大きく変更される場合	M×4,200（上限74,000）
REJが審査上必要と認めた場合	M×4,200（上限74,000）
フラット35Sを新たに追加する場合（1基準ごと）	M×3,700（上限74,000）
フラット35Sで選択する基準を追加又は変更する場合（1基準につき）	M×3,700（上限74,000）

表3. 賃貸住宅及び、まちづくり融資（建設）

	戸数	単独手数料	
		設計検査申請 （円/棟）	現場検査(竣工)申請・適合証明業務 （円/棟）
一般	5戸未満	13,600	17,800
	6戸～10戸	23,000	29,300
	11戸～15戸	31,300	46,000
	16戸～20戸	37,600	57,500
	20戸超	41,800	62,700
確認申請、かつ、建設住宅性能評価併願	5戸未満	9,400	13,600
	6戸～10戸	12,600	23,000
	11戸～15戸	15,600	31,300
	16戸～20戸	18,800	37,600
	20戸超	20,900	41,800
建設住宅性能評価のみ併願	5戸未満	13,600	17,800
	6戸～10戸	23,000	29,300
	11戸～15戸	31,300	46,000
	16戸～20戸	37,600	57,500
	20戸超	41,800	62,700

1　加算額は次によります。(Mは戸数を示す。)

基準(1基準ごと)		設計検査申請 （円/戸）	竣工現場検査・適合証明の検査 （円/戸）
子育て世代向け省エネ賃貸住宅融資	断熱等性能等級＋一次エネルギー消費量等級	M×5,000 （上限100,000）	M×3,500 （上限70,000）
	ZEH基準	M×7,000 （上限130,000）	M×3,500 （上限70,000）
	長期優良住宅認定	加算しません。	加算しません。
サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資	断熱等性能等級	M×3,000 （上限100,000）	M×2,500 （上限70,000）
	建築物エネルギー消費性能基準	M×5,000 （上限100,000）	M×3,500 （上限70,000）
	バリアフリー性	M×3,000 （上限100,000）	M×2,500 （上限70,000）
まちづくり融資	断熱等性能等級	M×3,000 （上限100,000）	M×2,500 （上限70,000）

2　計画変更については、見積りとします。